



使用済燃料対策ロードマップの見直しについて

2025年2月25日

2023.10.10 使用済燃料対策を着実に実施していくため、使用済燃料対策推進計画を補完する指針として、使用済燃料対策ロードマップを策定

2024. 8.29 日本原燃は、再処理工場の竣工目標を2026年度中とすることを公表

2024. 8.30 再処理工場の新たな竣工目標の公表を受け、ロードマップの見直しが必要になったことを報告（県、県議会、立地3町、町議会へ報告）

2024. 9. 9 福井県議会 全員協議会へ報告

2024.10.11 第227回 福井県原子力環境安全管理協議会へ報告

2024.12.13 日本原燃の再処理工場の暫定操業計画公表を踏まえ、これまでの取組みと合わせ、使用済燃料対策ロードマップの見直し作業を進めることを福井県へ報告

2025. 2.13 使用済燃料対策ロードマップを見直し、県・県議会・立地3町・町議会へ報告

2025. 2.17 福井県議会 全員協議会へ報告

立地町報告

2.20 高浜町議会全員協議会

2.21 おおい町議会原子力発電対策特別委員会

2.26 美浜町議会原子力発電所特別委員会 〈予定〉

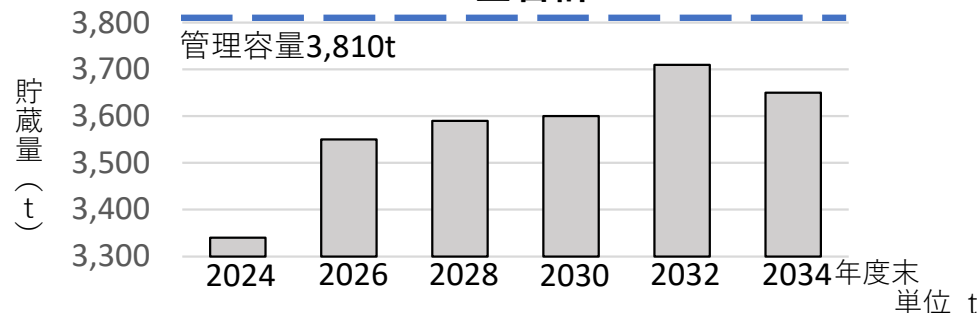
- ・ 六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・ 2027年度から再処理開始、2028年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、2030年度までの3年間で198tを搬出（全体再処理量の約6割）。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・ 使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、2027年度から2029年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約200tを仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに200t関西電力から搬出容量枠を確保し、まず2030年度から100tを搬出する
- ・ 中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始
- ・ 中間貯蔵施設の操業を開始する2030年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・ あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・ 本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・ 使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
六ヶ所再処理工場	竣工		各電力会社の使用済燃料の再処理										
			下期 70t	上期 60t	下期 110t	上期 0t	下期 90t	(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t	800t
			各電力会社の使用済燃料受入れ										
			130t		110t		90t※		(徐々に800tに増加)		800t	800t	800t
			関西電力からの使用済燃料搬出量										
		78t		66t		54t		(その後も必要量を搬出)					
使用済MOX燃料 再処理実証研究	高浜発電所から仏国搬出（オラノ社への搬出 200t+100t）												
			70t		70t		60t		100t				
中間貯蔵施設	中間貯蔵施設 操業												

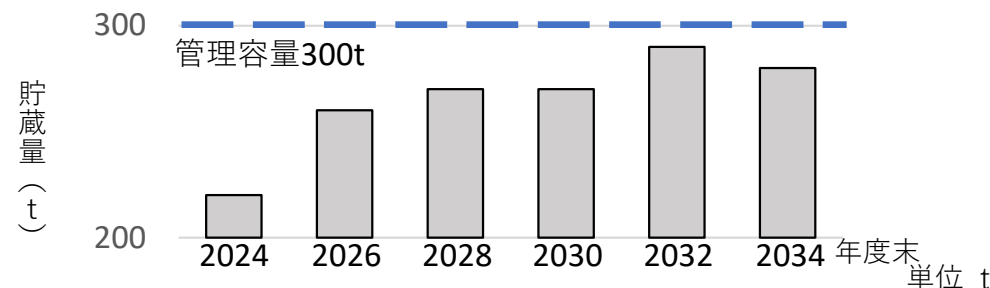
※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載

見直したロードマップに従って、六ヶ所再処理工場、仏国(200t+追加100t)へ搬出することで、使用済燃料貯蔵量は管理容量以下で推移し、将来的には使用済燃料貯蔵量が減少する見通し。

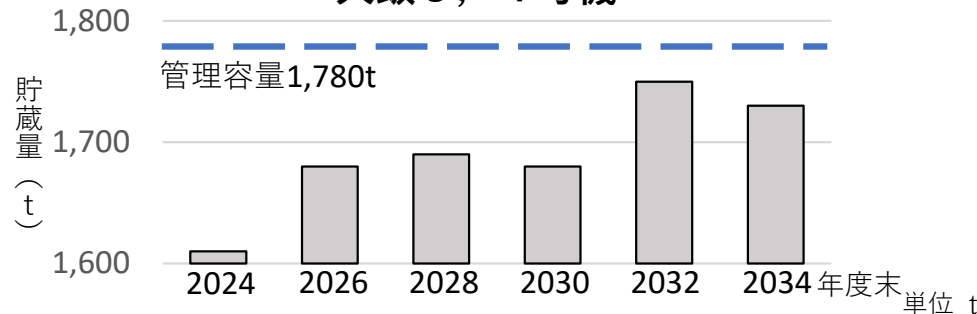
7 基合計



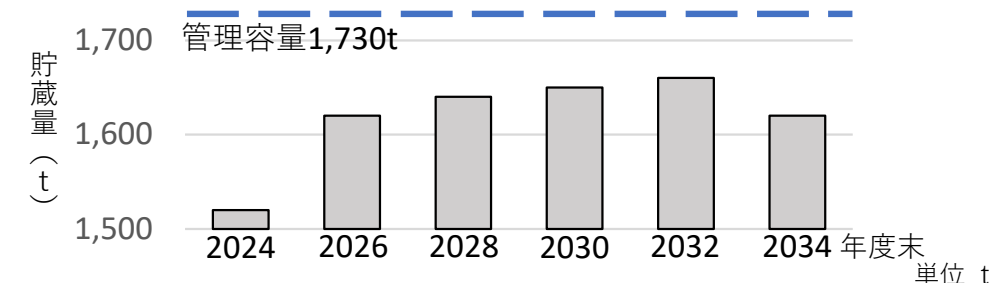
美浜 3 号機



大飯 3, 4 号機



高浜 1～4 号機



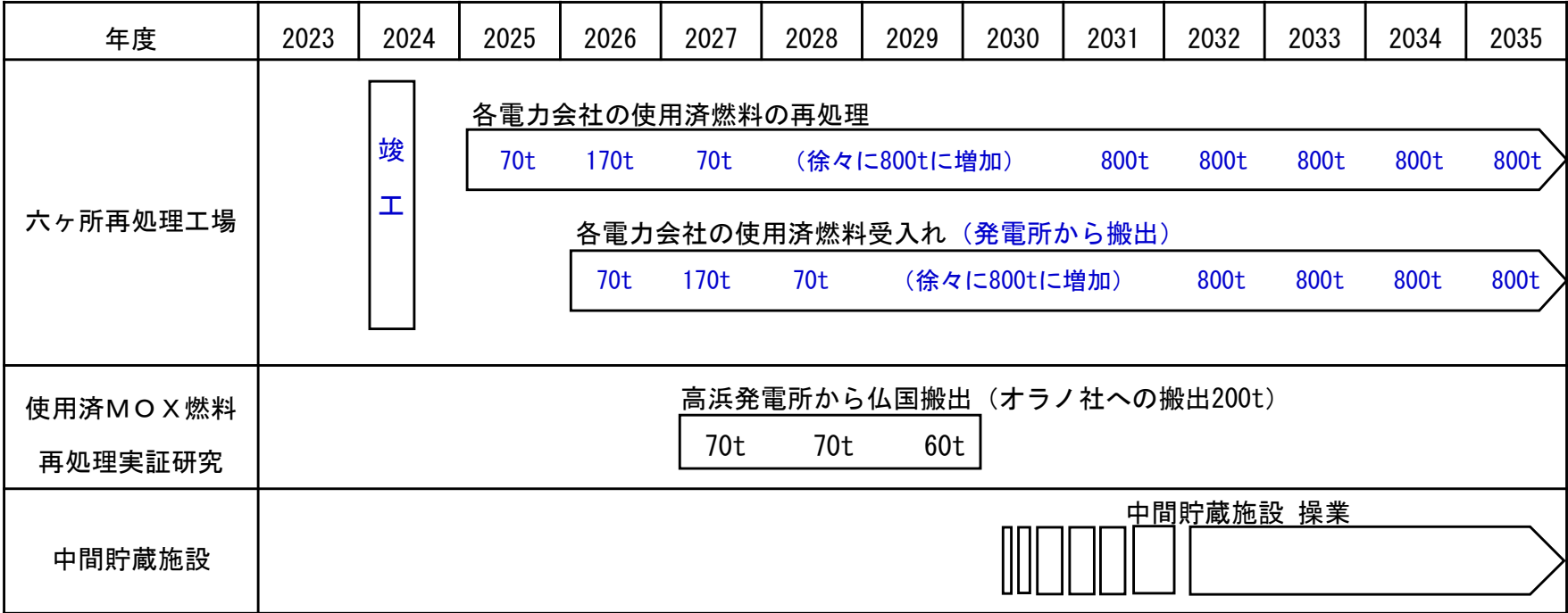
- 前提条件
- ・2024年度末貯蔵量は見込値、発生量は2025～2027年度運転計画に基づき評価、2028年度以降年間平均発生量
 - ・六ヶ所再処理工場：2026年度竣工、受入量：2028～2030年度130-110-90t、その後段階的（200t-400t）に増加し、2033年度以降800t
 - 当社搬出量は2028～2030年度全体受入量の60%、2031年度以降20%
 - ・仏国への搬出：2027～2029年度70-70-60t、追加分100t：2030・2031年度70-30t

注）・期末貯蔵量は2024年度末貯蔵量をもとに2年間毎に発生量を加え、搬出量を引いたもの
・四捨五入の関係で7基合計と各発電所の合計値が合わない場合がある

使用済燃料対策ロードマップの見直し前後比較

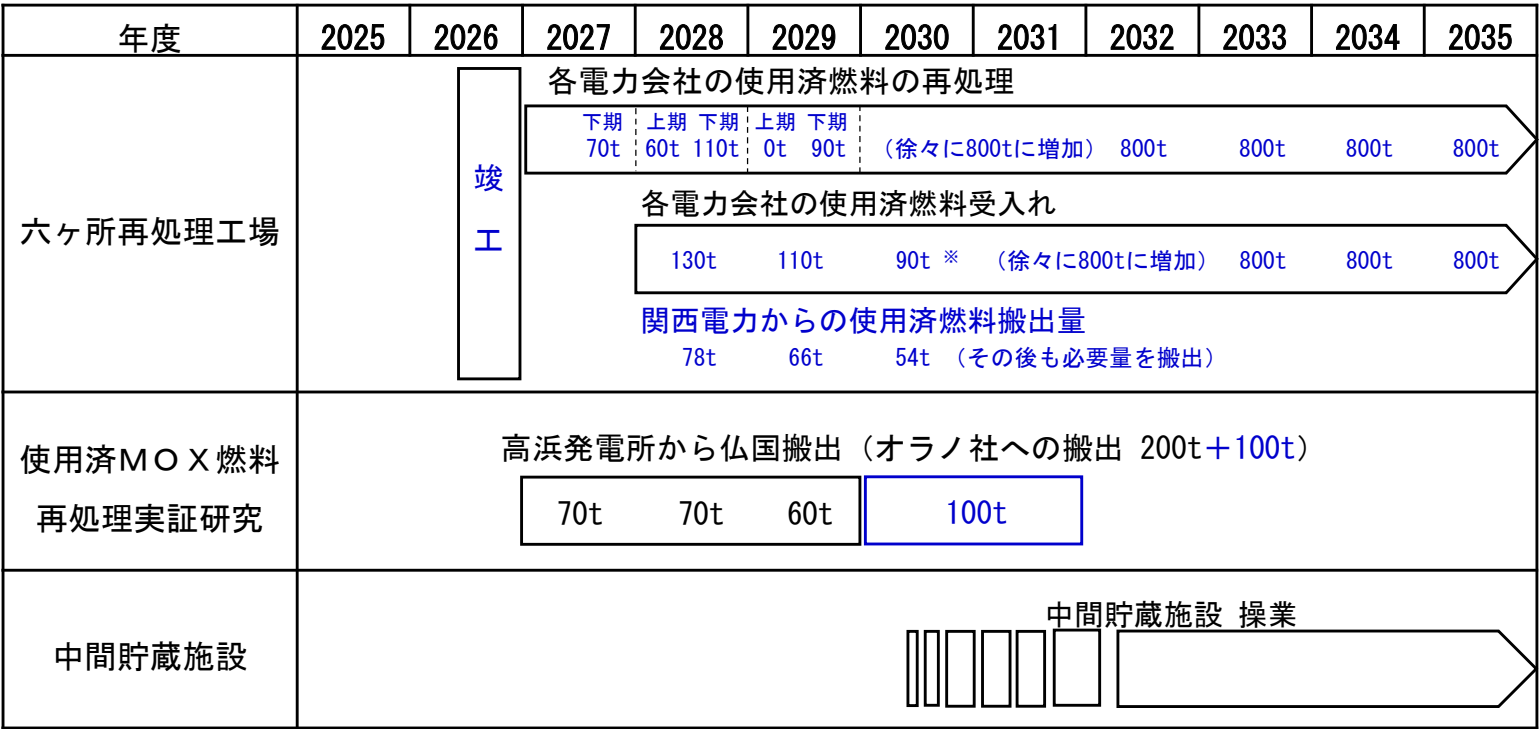
見直し前

- ・六ヶ所再処理工場の 2 0 2 4 年度上期の出来るだけ早い時期の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・ 2 0 2 5 年度から再処理開始、 2 0 2 6 年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出にあたり、必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、 2 0 2 7 年度から 2 0 2 9 年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約 2 0 0 t を仏国オラノ社に搬出さらに実証研究の進捗・状況に応じ、仏国への搬出量の積み増しを検討
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、 2 0 3 0 年頃に操業開始
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する 2 0 3 0 年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討



見直し後

- ・六ヶ所再処理工場の 2 0 2 6 年度中の竣工に向け、関西電力を中心に、審査・検査に対応する人材を更に確保
- ・ 2 0 2 7 年度から再処理開始、 2 0 2 8 年度から使用済燃料受入れ開始。再処理工場への関西電力の使用済燃料の搬出において、 2 0 3 0 年度までの 3 年間で 1 9 8 t を搬出 (全体再処理量の約 6 割) 。その後も必要量を確保し搬出するよう取り組む
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究のため、 2 0 2 7 年度から 2 0 2 9 年度にかけて高浜発電所の使用済燃料約 2 0 0 t を仏国オラノ社に搬出、データ充実化が必要になったことを踏まえ、さらに 2 0 0 t 関西電力から搬出容量枠を確保し、まず 2 0 3 0 年度から 1 0 0 t を搬出する
- ・中間貯蔵施設の他地点を確保し、 2 0 3 0 年頃に操業開始
- ・中間貯蔵施設の操業を開始する 2 0 3 0 年頃までの間、六ヶ所再処理工場および仏国オラノ社への搬出により、使用済燃料の貯蔵量の増加を抑制
- ・あらゆる可能性を組み合わせる必要な搬出容量を確保し、着実に発電所が継続して運転できるよう、環境を整備する
- ・本ロードマップの実効性を担保するため、今後、原則として貯蔵容量を増加させない
- ・使用済燃料の中間貯蔵施設へのより円滑な搬出、さらに搬出までの間、電源を使用せずに安全性の高い方式で保管できるよう、発電所からの将来の搬出に備えて発電所構内に乾式貯蔵施設の設置を検討



※ 受入れ量は前年度下期と当年度上期の再処理量の合計値であるが、2030年度上期の再処理量が公表されていないため、2029年度下期の再処理量の値を記載

青字部分は、見直し前後の変更点。見直し前後で年表の比較が容易なように、表の位置をずらして記載している。